

北海道ネガティブ情報公開

(建築士事務所の登録取消・建築士事務所閉鎖処分)

処分年月日	建築士事務所の名称	所在地	開設者の氏名	一級・ 二級・ 木造 建築士 事務所 の別	登録番号	処分の内容		処分の原因となった事実
						登録取消 ・ 事務所 閉鎖の別	事務所閉鎖期間	
令和元年(2019年)12月4日	山野内建築設計	二世郡八雲町東町 236番地2	山野内 辰男	一級	(渡)第0408号	事務所閉鎖 14日	令和2年(2020年)3月1日 ～令和2年(2020年)3月14日	管理建築士である山野内辰男が、令和元年(2019年)8月27日に建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から業務停止14日の懲戒処分を受けた。 このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。
令和3年(2021年)5月17日	有限会社堀切構造設計事務所	札幌市北区新琴似3 条13丁目3番15号	堀切 政義	一級	(石)第4034号	事務所閉鎖 14日	令和3年(2021年)6月1日 ～令和3年(2021年)6月14日	管理建築士である堀切政義が、令和2年(2020年)12月17日に建築士法第10条第1項の規定により、国土交通大臣から業務停止14日の懲戒処分を受けた。 このことが、建築士法第26条第2項第4号に該当する。
令和4年(2022年)8月10日	空間工房 和設計事務所	釧路市昭和中央2丁 目24番8号	山本 智路	一級	(釧)第0356号	事務所の登 録取消し	令和4年(2022年)8月10日～	建築士事務所の開設者に禁固刑が科されたことから、本件は建築士法第7条第二号の絶対的欠格事由であり、建築士法第23条の4第1項第二号の建築士事務所の登録の拒否に該当するため、建築士法第26条第1項第二号による監督処分となったもの。